大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	舞洲域内及び在来域内緑地除草等業務委託	土木施設清掃・除草	株式会社Kei’s	12,914,000	R8.7.30	地方自治法施行令第 167条の2第1項第6号	G26	－
2	咲洲域内緑地及び咲洲キャナル除草等業務委託	土木施設清掃・除草	平和興業株式会社	13,695,000	R8.7.30	地方自治法施行令第 167条の2第1項第6号	G26	－
3	令和8年度大阪湾クルーズ貸切船運航業務委託（その1）	運行代行	株式会社名門大洋フェリー	3,795,000	R8.8.13	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G31	－
4	船舶動静・施設使用料管理・運航調整システム更改改修業務委託	情報処理	株式会社日立製作所	7,751,205	R8.8.28	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号 地方公営企業法施行令第21 条の13第1項第2号	G4	－
5	南港中埠頭（C6・7）ガントリークレーン（3号機・4号機）走行調整業務委託	その他保守点検	JFEエンジニアリング株式会社	20,900,000	R8.9.1	地方公営企業法施行令第21 条の13第1項第2号	K6	－
6	大阪港港湾計画における航行安全検討業務委託	その他	公益社団法人神戸海難防止研究会	19,789,000	R8.9.1	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号 地方公営企業法施行令第21 条の13第1項第2号	G3	－
7	令和8年度　マルチビーム音響測深機1式設置確認及び各機器作動確認業務委託	機器保守	株式会社東陽テクニカ	11,321,000	R8.9.24	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G3	－

随意契約理由書　　1

1　案件名称

舞洲域内及び在来域内緑地除草等業務委託

2　契約の相手方

株式会社 Kei’s

3　随意契約理由

本業務は、当局が所管する緑地において、除草並びに薬剤散布を行い、緑地の環境保全を図るものである。

令和８年８月１日からの履行開始に向け入札公告を行ったところ、公告内容に一部誤りが判明したため入札を中止した。このため、再度入札公告を行い落札者が決定するまでの間、契約未了による空白期間が生じることとなる。

当該空白期間に除草及び薬剤散布が実施できない場合、雑草繁茂による景観・利用環境の悪化、害虫発生等による衛生面の影響、周辺への拡散等が懸念され、地域要望への対応にも支障を来す。また、履行開始の遅延は緑地の環境保全に直接影響し、早急な対応が必要である。

以上を踏まえ、再度入札により受注者が決定するまでの最低限必要な期間に限り、当該業務の継続性を確保し空白期間を生じさせないため、現行受注者と随意契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第６号

5　担当部署

大阪港湾局　施設管理部　施設課（緑地管理）

随意契約理由書　　2

1　案件名称

咲洲域内緑地及び咲洲キャナル除草等業務委託

2　契約の相手方

平和興業株式会社

3　随意契約理由

本業務は、当局が所管する緑地において、除草並びに薬剤散布を行い、緑地の環境保全を図るものである。

令和8年8月1日からの履行開始に向け入札公告を行ったところ、公告内容に一部誤りが判明したため入札を中止した。このため、再度入札公告を行い落札者が決定するまでの間、契約未了による空白期間が生じることとなる。

当該空白期間に除草及び薬剤散布が実施できない場合、雑草繁茂による景観・利用環境の悪化、害虫発生等による衛生面の影響、周辺への拡散等が懸念され、地域要望への対応にも支障を来す。また、履行開始の遅延は緑地の環境保全に直接影響し、早急な対応が必要である。

以上を踏まえ、再度入札により受注者が決定するまでの最低限必要な期間に限り、当該業務の継続性を確保し空白期間を生じさせないため、現行受注者と随意契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号

5　担当部署

大阪港湾局　施設管理部　施設課（緑地管理）

随意契約理由書　3

1　案件名称

令和８年度大阪湾クルーズ貸切船運航業務委託（その１）

2　契約相手方

株式会社名門大洋フェリー

3　随意契約理由

本案件は、大阪港及び堺泉北港に親しみ、フェリーの魅力を知っていただく機会作りと内航フェリーの利用促進を目的に、大阪府下の港を発着する内航フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を府市共同事業として各港で１回ずつ実施するものである。

実施については、より多くの方々にフェリーの魅力を知り、大阪府下で運航するフェリーの利用につなげるため、大阪府下にある内航フェリーが使用する３ケ所のフェリーターミナル（さんふらわあターミナル(大阪)、大阪南港フェリーターミナル、及び泉大津フェリーターミナル)のうち本市の実施にあたっては大阪港内のフェリーターミナル（さんふらわあターミナル(大阪)、大阪南港フェリーターミナル）を使用することとしている。

本事業の実施にあたっては、現時点において受注可能業者が３者であり、３者とも大阪市の入札参加資格を取得しておらず、登録の意向を確認したところ、１者しか登録の意向がないため、一般競争入札による業者選定は適さないと考えられる。

そのため、従来から機会均等の観点より３者で順番に実施することとしているが、うち１者についてはかねてより履行を辞退されているため、２者により交互に実施している状況である。

本年度の実施にあたっても１者からは辞退の申し出があったため、引き続き交互に実施することとし、本年度は株式会社名門大洋フェリーと地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪港湾局計画整備部振興課

随意契約理由書　4

１　案件名称

船舶動静・施設使用料管理・運航調整システム更改改修業務委託

２　契約の相手方

株式会社 日立製作所

３　随意契約理由

船舶動静・施設使用料管理・運航調整システムは　大阪港へ入港する船舶の入出港情報及び港湾施設使用情報の管理、運航調整や係留時間及び各種港湾施設使用料の算出等を行うシステムである。

本件は、公共岸壁の係留許可に際し日々使用している着岸状況図機能について、現状の機能では操作に手間がかかり業務効率が下がっている部分があるため、業務効率化を図る目的から改修を行うものである。

船舶動静システムは、令和６年１月に株式会社日立製作所により再構築しており、令和11年３月31日までその運用保守も併せて委託をしている。そのため、他事業者に委託すると、不具合が生じた場合に責任の所在が曖昧になるおそれがある。

以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号

５　担当部署

大阪港湾局　施設管理部　海務課（海務）

随意契約理由書

5

1 案件名称

南港中埠頭(C6・7)ガントリークレーン(3号機・4号機)走行調整業務委託

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本件は、南港C6・7岸壁に設置されたガントリークレーン 3 号機及び 4 号機に対して、本年度に工事(住之江区咲洲C7岸壁付帯設備更新等工事)完了予定のC7岸壁での走行試運転調整を行う業務委託である。

当該クレーンは、船舶に対して荷役を行うための大型のガントリークレーンであり、迅速な荷役作業を行うため、岸壁に沿って敷設された軌道上を走行する機能を有している。

当該クレーンには安全のため、ガントリークレーン相互の衝突やレール端部ストッパーとの衝突を防止するための走行リミット装置、並びに、強風時のクレーンの逸走を防止するためのレールブレーキ装置及びレールクランプ装置が装備されている。

これらの装置が適切に機能するためには、走行可能範囲全体にわたり、装置の調整及び動作確認を行う必要があるが、ガントリークレーン設置当時(令和 6 年 9 月)はC6岸壁のみ工事が完了していたため、走行調整もC6岸壁のみ実施済みである。

装置が適切に動作せず逸走や衝突が発生した場合、クレーンの倒壊を含む大きな事故に発展し、多大な人的及び物的被害を生じる恐れがあり、また、事故後の復旧においても長期間の荷役作業の停止による経済的損失が発生する恐れがある。当該クレーンを安全に港湾荷役に活用するためには、本業務委託にて走行試運転調整を行う必要がある。

本業務を実施するためには、クレーンのシステム全体を理解し、機器の構造及び性能等を熟知した専門の知識と技術が必要不可欠であり、製造者が個々に設計製作しているため、製造者のみが本業務委託を実施可能であり、他の業者では実施することができないことから、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課(機械)

随意契約理由書　6

1　案件名称
　大阪港港湾計画における航行安全検討業務委託

2　契約の相手方
　公益社団法人　神戸海難防止研究会

3　随意契約理由
　夢洲地区北側に新設予定のフェリー埠頭（YF1 岸壁）について、入出港時の航行安全上の課題を整理し、必要となる航行安全対策を取りまとめる必要がある。本成果は将来の岸壁運用・入出港ルールに直結し、航行の安全を所掌し本件に実質的な決定権を有する海上保安庁の関与のもとで実施することが不可欠である。

　大阪港の内航フェリー再編（夢洲地区への一部移転を含む）に伴い、港湾計画への位置付けにあたり海上保安庁から当該ターミナルの航行安全性検討の実施を指示されている。加えて、具体的な検討手法・進め方は、海上保安庁より公益社団法人神戸海難防止研究会（以下「本研究会」）と調整して実施するよう指示を受けている。

　本業務は、学識経験者・海事関係者等で構成する検討委員会等を設置・運営し、海上保安庁を含む関係者の検討結果を踏まえて航行安全対策を取りまとめるものである。本研究会は公益社団法人として中立・公正な立場で検討を行えるとともに、大阪湾における航行実態・海難防止対策に関する知見と受託実績を有する。

　また、海難防止団体は所管海域が区分されており、本業務対象の大阪湾は本研究会の所管海域であるため、他団体では実施できない。

　以上より、本研究会は海上保安庁の指示に沿って本業務を遂行できる唯一の者であることから、特名随意契約により本研究会と契約するものである。

4　根拠法令
　地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号
　地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第1項第2号

5　担当部署
　大阪港湾局　計画整備部　計画課

随意契約理由書　7

1 案件名称

令和 8 年度 マルチビーム音響測深機1式設置確認及び各機器作動確認業務委託

2 契約の相手方

株式会社東陽テクニカ

3 随意契約理由

本案件は、本市が昨年度購入したマルチビーム音響測深機「SONIC2020-V」(製造元:R2Sonic社(米国))を、本市所有船舶「すいせい」に設置し、機器の取付け、調整、作動確認並びに本市職員に対する操作・保守に係る習熟訓練を実施するものである。

当該機器は高精度な測深を行うため、船舶への取付工事から機器調整、性能確認及び解析システムとの連携確認までを一体的に実施する必要があり、機器に関する高度な専門知識及び技術を要する。

特に、取付位置、取付角度、配線方法等は測深精度に直接影響することから、機器仕様を熟知した事業者による施工及び技術的確認が不可欠である。

また、取付後の履行確認及び性能確認に加え、動作不良等が発生した場合には、機器本体又は取付工事に起因する不具合を適切に切り分け、原因究明及び責任範囲の明確化を図る必要がある。

取付工事、機器調整及び作動確認を別々の事業者が実施した場合、不具合発生時の責任区分が不明確となるおそれがあるため、これらを一体的に履行させる必要がある。

株式会社東陽テクニカは、R2Sonic 社製マルチビーム音響測深機を取り扱う国内唯一の代理店であり、当該機器の販売、技術サポート及び保守対応を行っている。

加えて、同社への確認によれば、当該機器の据付け、調整及び作動確認を実施できる事業者は国内では同社のみであり、製造元と直接連携した技術支援を受けながら、施工及び保守支援を行うことができる。

以上のことから、本業務を適正かつ確実に履行できる事業者は株式会社東陽テクニカに限られるため、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同社と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課(海上保全)